

保育所等利用待機児童数カウント方法の見直しについて

1. 理由

保育所等利用待機児童数については、厚生労働省から示された調査要領に基づき報告しており、結果が公表されています。この保育所等利用待機児童数調査については、各自治体での運用上の取扱いに差が生じており、改めて奈良県内の他の自治体について問い合わせをしたところ、現行の生駒市のカウント方法との差が見られました。

生駒市では、小規模保育所や認定こども園の開園が続いていることや、昨年5月からこども課に保育コンシェルジュを設置し、より保護者の個別ニーズを把握した上での情報提供を行ってきていることから、保育所等利用待機児童数調査要領に記載されている〈待機児童数から除く児童の取扱い〉にある「他に利用可能な保育所等」について見直すこととしました。

2. 待機児童数のカウント方法（「他に利用可能な保育所等」について）

○現行

待機児童総数：入所が決まらなかった児童数（転園を除く）

実質待機児童数：保育所入所希望園を2園以上記入し、入所が決まらなかった児童数

○変更案

待機児童総数：変更なし

実質待機児童数：保育所入所希望園を6園以上記入し、入所が決まらなかった児童数

6園以上にする理由

生駒市は南北に長く、通園できる範囲を考慮し、市内を5つの地区（資料3-2参照）に分け、その1地区の範囲がおおむね6園であることから基準を6園としました。

なお、実質待機児童数をカウントする際には、この各地区に縛られることなく、市内全域の園で6園以上記入している場合とします。

これまでも、お住まいの地域から通園できる範囲を考慮し、市内を5つの地区に分け、1地区の6園をめどとして、保育コンシェルジュが入所先の案内をしてきました。そのことから、6園未満は実質待機としてカウントしないこととし、実質待機として数字に表れない方（単純待機 * 待機児童総数－実質待機児童数）には、これまで通り、保育コンシェルジュがしっかりと丁寧にマッチングの対応を行っていきます。

生駒市内認可保育施設 各地区の施設数

		園名	数	合計
北地区	こども園	たかやまこども園 生駒ピュアこども園 もり保育園	3	6
	保育園	鹿ノ台佐保保育園 学研まゆみ保育園	2	
	企業規模	きたやまと保育園	1	
白庭台地区	こども園	はな保育園 うみ保育園 もり保育園	3	6
	保育園	あすかの保育園 学研まゆみ保育園	2	
	企業規模	にじ保育園	1	
東地区	こども園	ソフィア東生駒こども園（本園・分園）	2	6
	保育園	あすかの保育園 ひがし保育園 あいづ生駒保育園	3	
	企業規模	阪奈中央こぐま園	1	
中地区	こども園	いこまこども園 認定こども園生駒幼稚園	2	8
	保育園	中保育園 いこま乳児保育園	2	
	企業規模	ソフィア谷田保育園 いちぶちどりキッズたにだ キッズ・ガーデン 小規模認可保育所わらべ学園	4	
南地区	こども園	いちぶちどり 南こども園 ソフィア東生駒こども園（本園・分園）	4	7
	保育園	小平尾保育園 あいづ壱分保育園	2	
	企業規模	いちぶちどりキッズ	1	

保育所等利用待機児童数調査要領

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)を受け、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業(以下「保育所等」という。)の利用の申込みがされているが、利用していない者を把握することとし、その際の取扱いは以下のとおりとする。

<申込児童数の取扱い>

1. いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の保育所等の利用希望を確認した上で希望がない場合には、申込児童数に含めないことができること。
2. 保育所等を現在利用しているが、第1希望の保育所等でない等により転園希望が出ている場合には、申込児童数には含めないこと。
3. 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込みが出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、申込児童数には含めないこと。

<国による補助の対象となる施設・事業で保育されている児童の取扱い>

4. 付近に保育所等がない等やむを得ない事由により、保育所等以外の場で適切な保育を行うために実施している、以下の(1)から(3)までに掲げる事業又は施設において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。
 - (1) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
 - (2) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成若しくは就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ・Ⅱ)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園
 - (3) 企業主導型保育事業

<待機児童数から除く児童の取扱い>

5. 育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに復職することを、保育所入所保留通知書発出後や調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めないこと。市区町村は育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

※ 保護者の復職に関する確認方法については、以下のような例により、利用申込み時点に限らず、継続的に確認を行うこと。

- (1) 申込みの際に、保護者の復職に関して、確認するためのチェック欄等を設けて確認
 - (2) 保護者への電話・メール等により、意向を聴取
 - (3) 保護者に入所に関する確約書の提出を求めて確認
6. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第42条第1項及び第54条第1項の規定により、市区町村は保育所等に関し必要な情報提供を行うこととされているが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないこと。
ただし、特定の保育所等を希望することに、特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っていないなどやむを得ない理由がある場合には、待機児童数に含めること。

※ 「他に利用可能な保育所等」とは、以下に該当するものとする。

- (1) 開所時間が保護者の需要に込えている。(例えば、希望の保育所等と開所時間に差異がないなど。)
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など、地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する。)

なお、「他に利用可能な保育所等」には、4.の(1)から(3)及び7に掲げる事業又は施設を含むこととするが、居宅訪問型保育事業又は認可外の居宅訪問型事業に類する事業については、保育士と児童が1対1対応となる等の点で、他の施設とは異なることから、これらのみを情報提供した場合は、「他に利用可能な保育所等の情報の提供を行った」に該当せず、待機児童数に含めない取扱いとすることはできない。

※ 他に利用可能な保育所等の情報提供については、個別に保護者へ行くことを基本とし、以下のような例により行うこと。

- (1) 一次選考後、保留通知を送付する際に、併せて利用可能な保育所等の情報を送付
- (2) 他に利用可能な保育所等を保護者への電話・メール等により個別に情報提供
- (3) 自治体の相談窓口等で個別に情報提供

7. 地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策(保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するもの)において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。

8. 保護者が求職活動中の場合については、待機児童数に含めること。ただし、求職活動中であることを事由とした申込みについては、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない状況にあることの確認ができる場合には、待機児童数には含めないこと。

※ 求職活動を休止していることの確認方法については、以下のような例により行うこと。

- (1) 保護者への電話・メール等により、求職活動の状況を聴取
- (2) 保護者に以下の書類の提出を求めるなど、求職活動状況の報告により確認
 - ・ 求職活動状況を確認できる証明書類
 - ・ 求職サイトや派遣会社への登録などの活動を証明できる書類
 - ・ その他、面接等の活動を行っていることが確認できる書類(申込書の写し等)

<その他>

9. 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市区町村で待機児童数に含めること。

資料3-4

奈良県内市町別 待機児童数

	市町名	待機児童数 (H31.4)
1	生駒市	77
2	奈良市	69
3	大和高田市	0
4	大和郡山市	18
5	天理市	17
6	橿原市	3
7	桜井市	0
8	五條市	0
9	御所市	0
10	香芝市	0
11	葛城市	4
12	宇陀市	0
13	生駒郡平群町	2
14	生駒郡三郷町	0
15	生駒郡安堵町	6
16	磯城郡田原本町	2
17	北葛城郡王寺町	0

カウント方法

- | | |
|------------------------------------|--------|
| ① 案内できる全ての園(市町内全ての園)に入所できなかった場合の人数 | 1 1 市町 |
| ② 5園以上の希望園を記入し、入所できなかった場合の人数 | 1 市町 |
| ③ 2園以上の希望園を記入し、入所できなかった場合の人数 | 2 市町 |
| ④ 入所できなかった人数から市町内全園の空き人数を除いた人数 | 1 市町 |
| ⑤ 現状として市町内いずれかの園には必ず入所できている | 1 市町 |

生駒市以外

第2期生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略




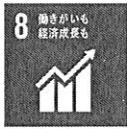

[令和2(2020)年度 ▶ 令和6(2024)年度]

■現状と課題

市内でも多くの保育所が運営されていますが、女性の活躍推進や幼児教育・保育の無償化に伴い、保育需要はさらに増加することが予想されます。また、幼稚園における就学前教育のニーズがある一方で、就労形態の多様化により、標準教育時間が短い幼稚園でも長時間の保育が求められています。

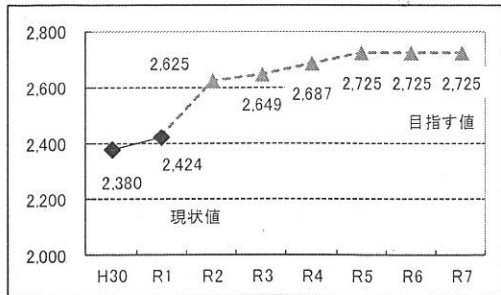
■施策の方針

そのため、未就学児を育てる子育て世帯に対し、子育てと仕事等の両立支援として、保育所における保育機能の充実を図るとともに、幼稚園における預かり保育などの保育サービスの充実やこども園化の推進により、子育て世帯が利用しやすい保育所や幼稚園の仕組みを整えることで、子育て世帯の時間のゆとりをつくります。

■具体的な取組		■担当課	■SDGs
①	保育所の整備 増加する保育需要に対応するため、従来から取り組んでいる保育所の整備や幼稚園のこども園化に加え、小規模保育事業や市内企業への働きかけによる企業主導型保育事業を推進し、待機児童の多い地域を中心にその解消に取り組めます。	こども課	 
②	保育士の確保 増加する保育需要に対応し、入所児童の増加につなげるため、県と連携し、柔軟な働き方や処遇改善を進めながら潜在保育士の雇用を促し、待機児童の解消に取り組めます。	こども課	  

■ K P I (アウトプット指標)

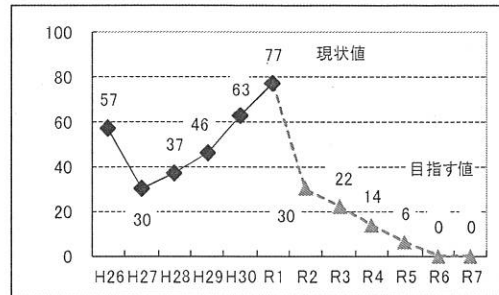
①-1 保育所利用定員数 (人)



市内保育所（公立・私立）の利用定員数（4月1日現在）。
 公立保育園の園舎改修や小規模保育施設の開設等により、
 利用定員数の増加を図ります。（こども課）
 ※ 第6次総合計画第1期基本計画の指標を上方修正。

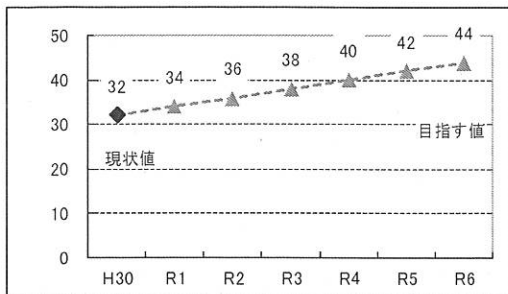
■ K P I (アウトカム指標)

①-A 実質待機児童数 (人)



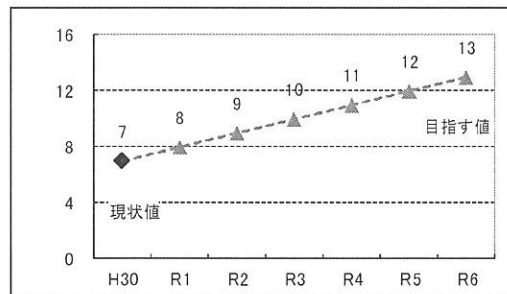
市内保育所の私的理由による待機者を除く待機児童数（4月1日現在）。
 既存保育施設の増築や小規模保育事業の推進等により、
 待機児童の解消を図ります。（こども課）

②-1 「資格をいかそう！相談会」参加者数 (人)



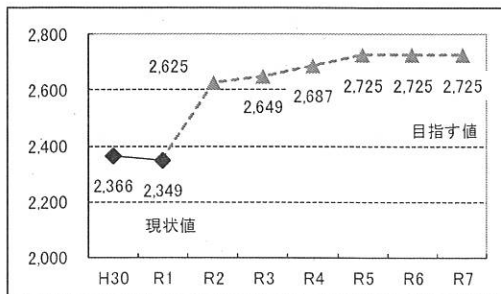
潜在保育士発掘のための「資格をいかそう！相談会」の年間延べ参加者数。
 保育士・幼稚園教諭の資格を有しながら、就業していない方の
 就業不安に応えるため、自分に合った働き方を紹介し、雇用に
 結びつける相談会を実施します。（こども課）

②-A 「資格をいかそう！相談会」参加者のうち
 新たに雇用された保育士数 (人)






相談会参加者のうち市内保育所・こども園・幼稚園での雇用者数。（累計）
 相談会以降のマッチングや職場体験を通して、雇用者数の増加
 を目指します。（こども課）

②-2 保育所入所児童数 (人)

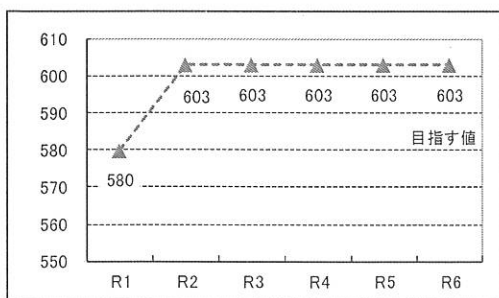


市内保育所（公立・私立）に在籍している児童数（4月1日現在）。
 施設の利用定員数に見合った人数を受け入れられるよう保育士
 の確保に努めます。（こども課）

■ 具体的な取組		■ 担当課	■ SDGs
③	<p>保育コンシェルジュの活用</p> <p>増加する保育需要に対応し、入所児童の増加につなげるため、保育コンシェルジュを配置し、保育の需要と供給のミスマッチを解消することで、待機児童の解消に取り組めます。</p>	こども課	
④	<p>就学前保育・教育サービスの充実</p> <p>働き方が多様化することに伴う、就学前保育・教育サービスのニーズの多様化に対応するため、保育所における延長保育や一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育等を実施するとともに、幼稚園における預かり保育を実施します。また、時代に応じた就学前保育・教育ニーズの変化を把握し、さらなるサービスの充実に向けた検討を行います。</p>	こども課	 

■ KPI（アウトプット指標）

③-1 保育コンシェルジュ相談件数（件）

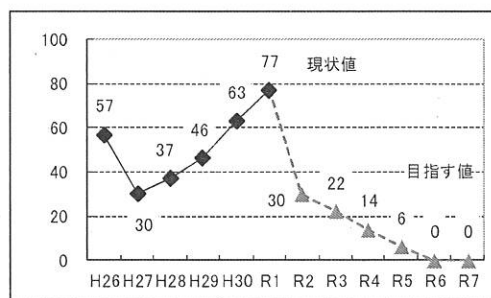


保護者のニーズや状況に適した保育サービスが利用できるよう、保育コンシェルジュが保護者への相談・情報提供等を行った年間延べ件数。

令和元年5月より開始しており、令和元年度見込値の4%増とその件数の維持を目指します。（こども課）

■ KPI（アウトカム指標）

③-A 実質待機児童数（人）【再掲】



市内保育所の私的理由による待機者を除く待機児童数（4月1日現在）。

保育コンシェルジュによるマッチング等により、待機児童の解消を図ります。（こども課）